

静岡市報

No. 29

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

規則

静岡市規則第63号

静岡市ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年7月15日

静岡市長 田辺信宏

静岡市ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則（平成15年静岡市規則第154号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ふぐ処理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第3号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に掲げる業種以外の業種にあっては、ふぐ営業所の施設の配置図）」を削る。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「ふぐ処理師」を「ふぐ処理者」に改める。

様式第3号から様式第6号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号（裏）中「抜すい」を「抜粋」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。